

第 8 期鷹栖町介護保険事業計画

鷹栖町高齢者福祉計画

2021 年度～2023 年度
(令和 3 年度～令和 5 年度)

鷹 栖 町

目次

第 1 章 計画の概要について	1
1.計画の策定根拠	1
2.計画の位置づけ	1
3.計画の実施期間	2
4.計画策定体制	2
5.日常生活圏域	2
第 2 章 高齢者を取り巻く現状と課題	3
1.人口・高齢者数の推移	3
2.第 1 号被保険者の推計	4
3.要介護（要支援）認定者数の推計	5
4.第 7 期計画重点目標に対する取組結果	6
5.介護保険制度改正の概要	11
第 3 章 基本理念・施策の体系	12
1.基本理念	12
2.基本方針	12
3.重点目標	13
4.施策の体系図	14
第 4 章 施策の展開	15
第 5 章 介護保険事業費の見込み及び介護保険料	24
1.介護保険料算定の流れ	24
2.介護給付サービスの利用状況と見込み量	25
3.介護保険サービスの給付見込み	32
4.介護保険料の推計	36
第 6 章 計画の推進について	40
1.計画の推進体制	40
2.計画の進行管理	40
用語解説	41

第 1 章 計画の概要について

1.計画の策定根拠

第 8 期鷹栖町介護保険事業計画は介護保険法第 117 条第 1 項に基づき策定されます。本計画は高齢者への保健福祉事業を総合的に推進する必要性から、老人福祉法第 117 条第 1 項に基づく鷹栖町高齢者福祉計画と一体的に策定するものとします。

○老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項

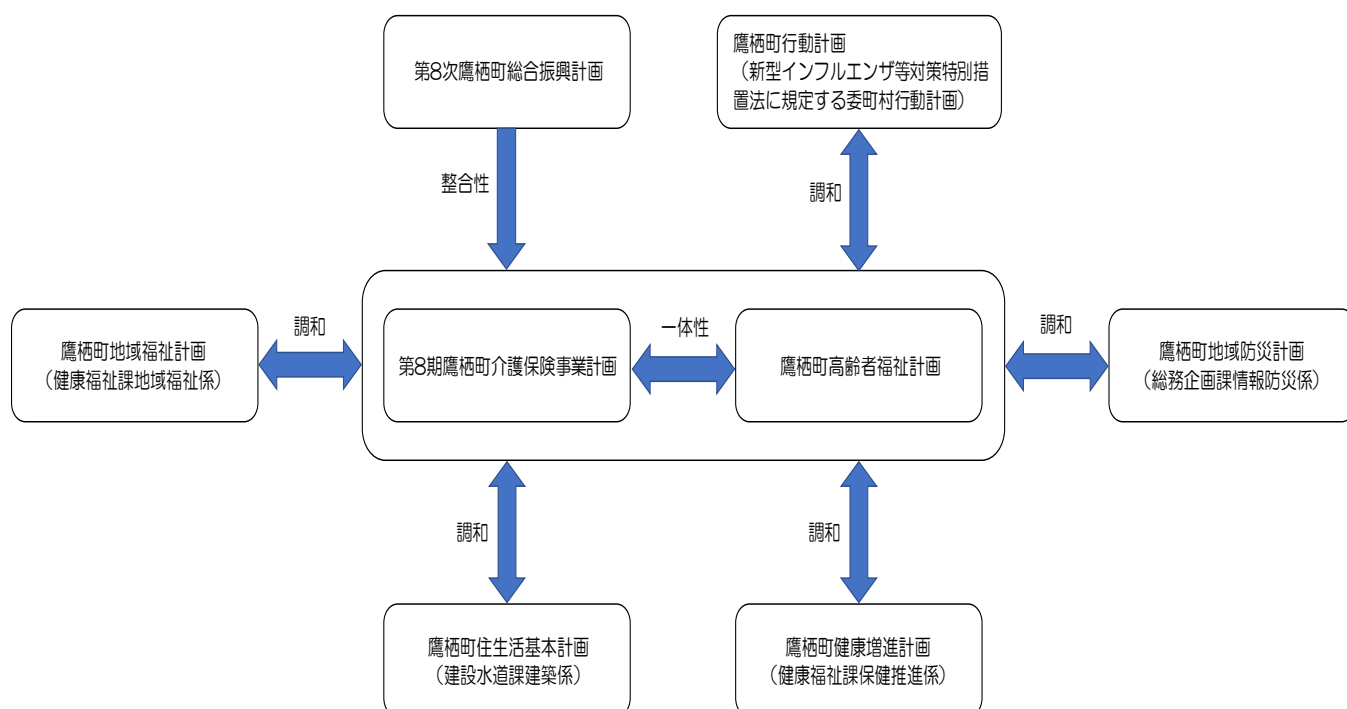
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○介護保険法第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2.計画の位置づけ

本計画は第8次鷹栖町総合振興計画を上位計画として、介護保険事業及び老人福祉事業の安定した供給や円滑な遂行を目標とした計画です。計画の策定にあたっては、上位計画との整合性に配慮しつつ、鷹栖町地域福祉計画、鷹栖町住生活基本計画、鷹栖町健康増進計画、鷹栖町地域防災計画、鷹栖町行動計画との調和を目指します。

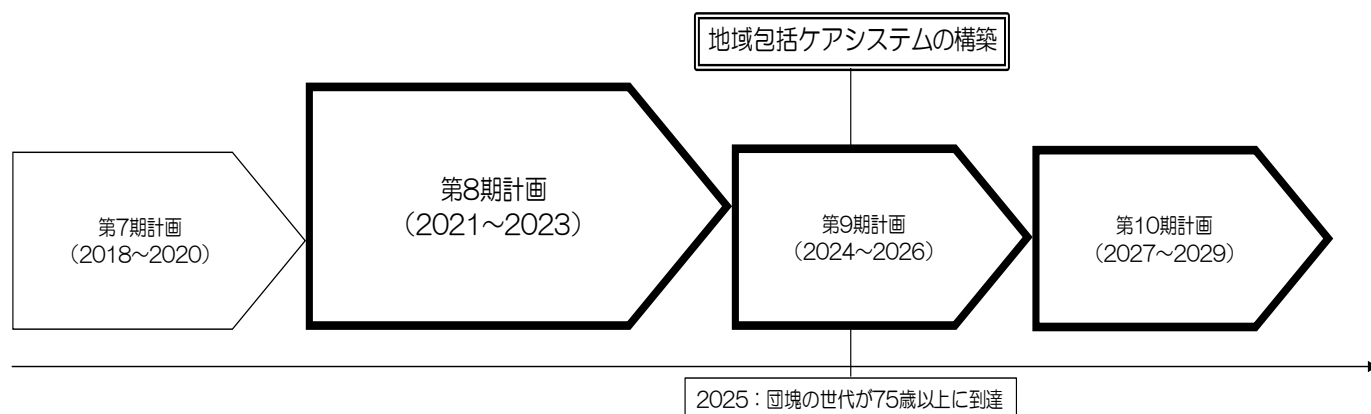


3.計画の実施期間

本計画の実施期間は、介護保険法第 117 条第 1 項にて「三年を一期とする」と定められていることから、令和 3 年度（2021 年度）～令和 5 年度（2023 年度）までの 3 年間とします。また、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）、そしてその先の現役世代の減少が顕著になってくる 2040 年を見据え、第 7 期計画で掲げた目標・施策を継承しつつ、地域包括ケアシステムをはじめとした高齢者施策の推進を行います。

○第 8 期鷹栖町介護保険事業計画・鷹栖町老人福祉計画

計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度（2021 年度～2023 年度）



4.計画策定体制

本計画の策定にあたっては、被保険者代表、保健・福祉・医療関係者 13 名で構成される「鷹栖町介護保険事業計画策定審議会」を設置しました。審議会では介護保険の利用状況や地域支援事業の実施状況、今後のサービスの利用推移等を確認・審議し、第 8 期計画の策定を進めました。

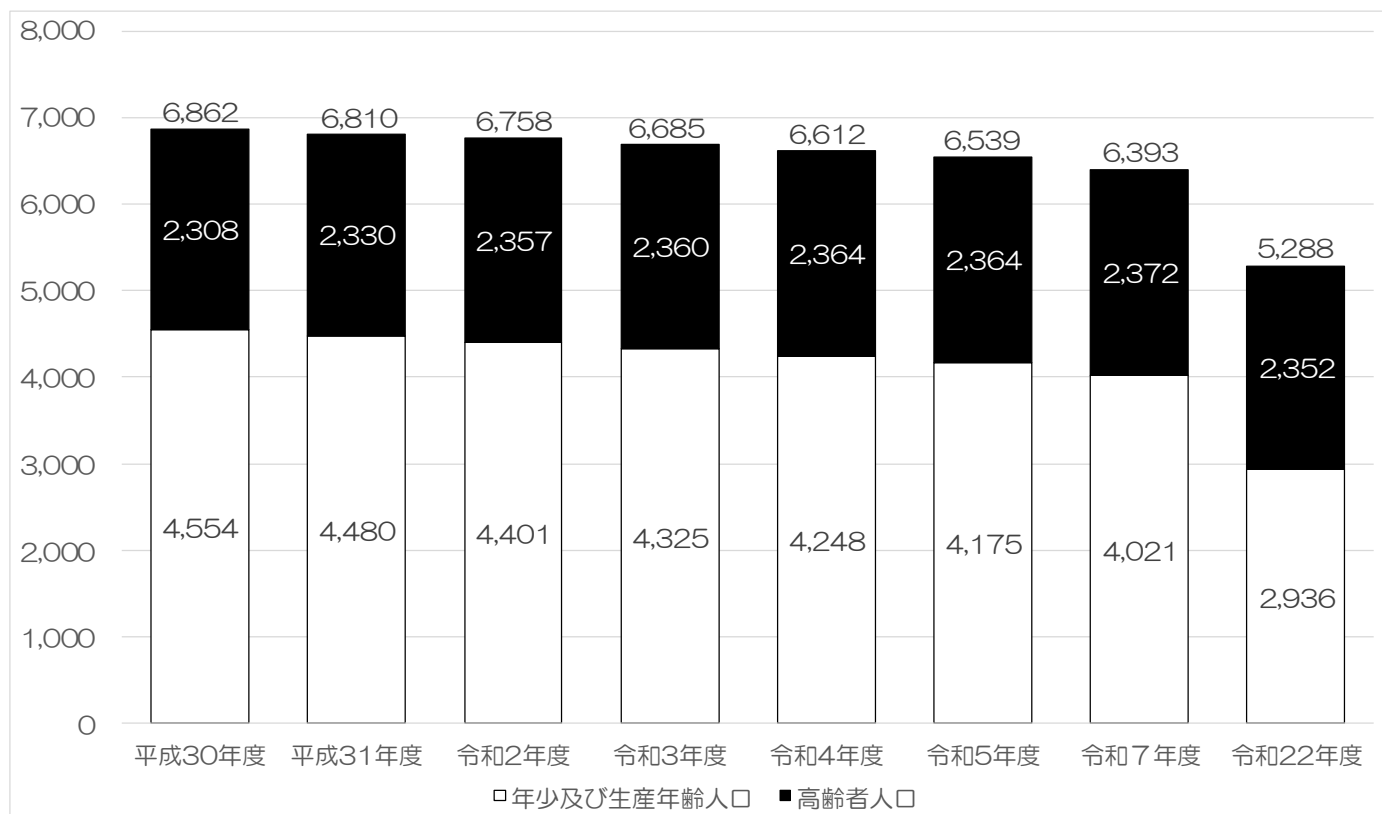
5.日常生活圏域

高齢者が要介護（要支援）状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、引き続き鷹栖町全体を一つの日常生活圏域として設定します。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1.人口・高齢者数の推移

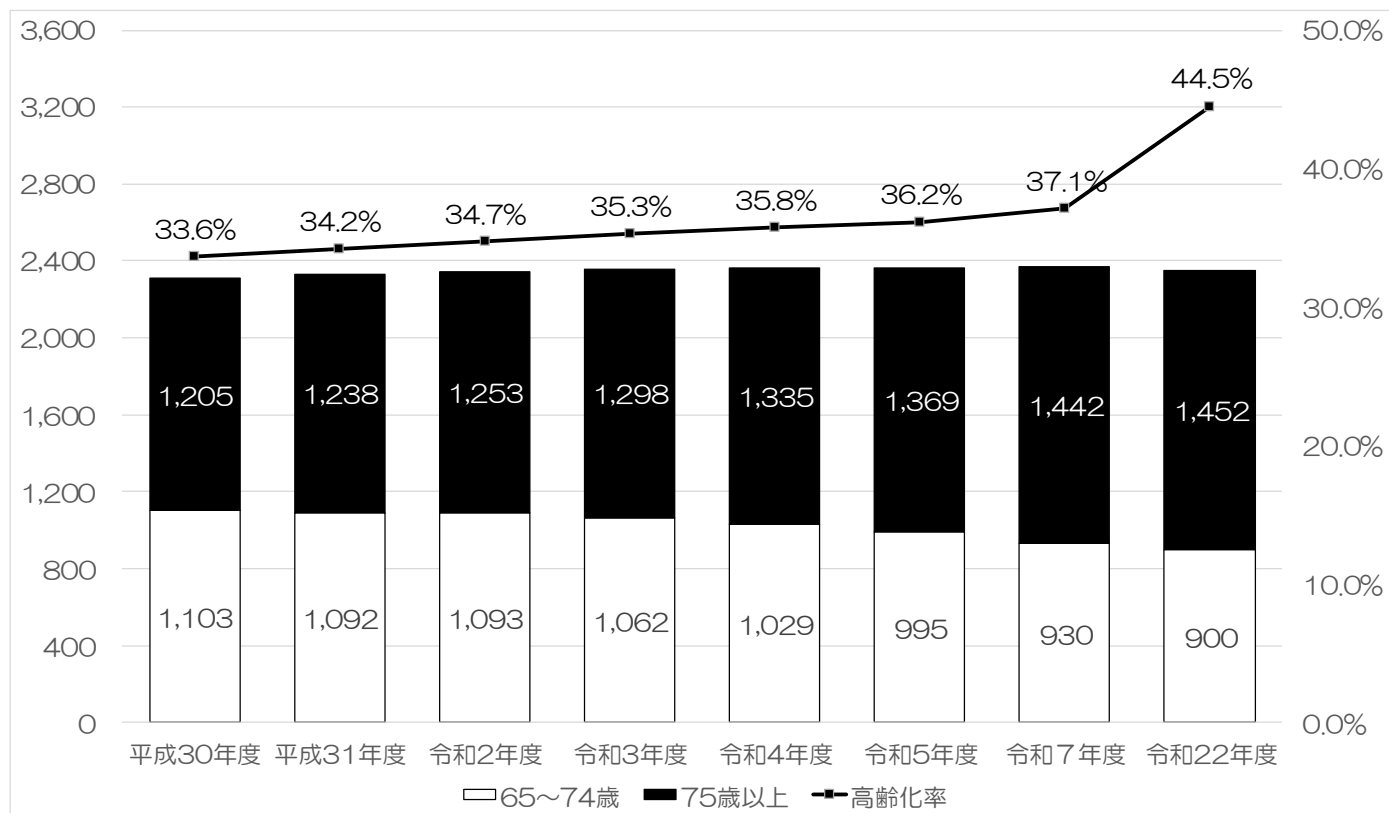
本町は未だ高齢者人口がピークに達しておらず、今後さらに増加する見込みです。また、年少及び生産年齢人口は減少していく見込みであるため、高齢化率の増加が見込まれています。



		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
人数	総人口	6,862	6,810	6,758	6,685	6,612	6,539	6,393	5,288
	年少及び生産年齢人口	4,554	4,480	4,401	4,325	4,248	4,175	4,021	2,936
	高齢者人口	2,308	2,330	2,357	2,360	2,364	2,364	2,372	2,352
構成比	年少及び生産年齢人口	66.4%	65.8%	65.1%	64.7%	64.2%	63.8%	62.9%	55.5%
	高齢者人口	33.6%	34.2%	34.9%	35.3%	35.8%	36.2%	37.1%	44.5%

2.第1号被保険者の推計

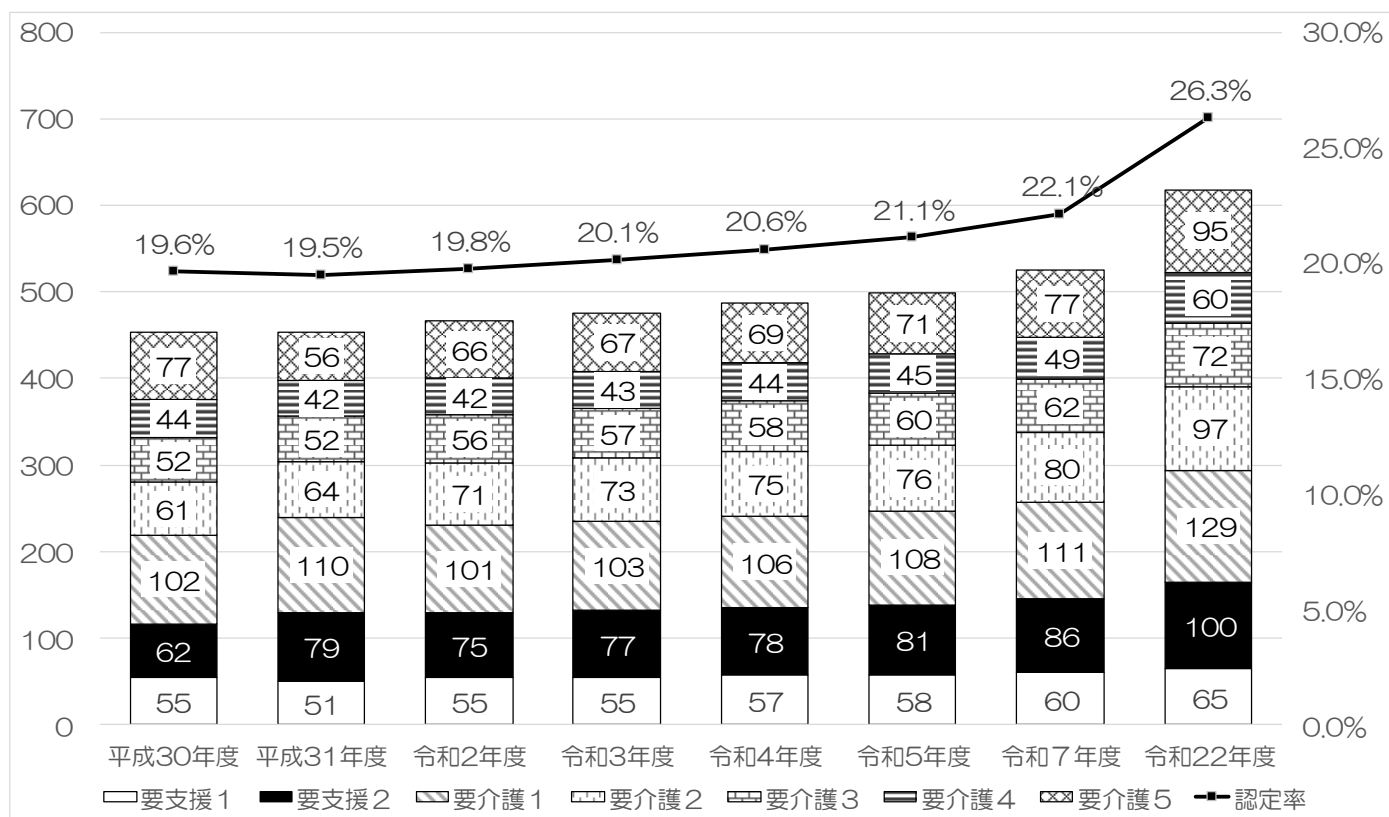
本町では高齢者人口がピークに達していないことから、今後も過年度同様に高齢者人口は増加していくと推計します。また人口の多い団塊の世代による影響で高齢者人口の内、後期高齢者にあたる75歳以上人口が大きく増加すると見込んでいます。



		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
人数	総人口	6,862	6,810	6,758	6,685	6,612	6,539	6,393	5,288
	65歳以上	2,308	2,330	2,346	2,360	2,364	2,364	2,372	2,352
	65～74歳	1,103	1,092	1,093	1,062	1,029	995	930	900
	75歳以上	1,205	1,238	1,253	1,298	1,335	1,369	1,442	1,452
構成比	高齢化率	33.6%	34.2%	34.7%	35.3%	35.8%	36.2%	37.1%	44.5%
	65～74歳	16.1%	16.0%	16.2%	15.9%	15.6%	15.2%	14.5%	17.0%
	75歳以上	17.6%	18.2%	18.5%	19.4%	20.2%	20.9%	22.6%	27.5%

3.要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数は、後期高齢者数が増加することを考慮し、増加傾向にあると見込んでいます。また、第1号被保険者数に比べ要介護（要支援）認定者数は大きく増加をしているため、認定率も増加傾向にあると見込んでいます。



		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
第1号被保険者数		2308	2330	2357	2360	2364	2364	2372	2352
認定者数	要介護認定者	453	454	466	475	487	499	525	618
	要支援1	55	51	55	55	57	58	60	65
	要支援2	62	79	75	77	78	81	86	100
	要介護1	102	110	101	103	106	108	111	129
	要介護2	61	64	71	73	75	76	80	97
	要介護3	52	52	56	57	58	60	62	72
	要介護4	44	42	42	43	44	45	49	60
	要介護5	77	56	66	67	69	71	77	95
認定率		19.6%	19.5%	19.8%	20.1%	20.6%	21.1%	22.1%	26.3%

4.第7期計画重点目標に対する取組結果

1) 高齢者の積極的な社会参加

●鷹栖町老人会

町内には、地区ごと19の単位老人会があり、660人が活動しています。趣味クラブとしては、囲碁、カラオケ、体操など24クラブに586人が加入し、生きがいを持って活動しています。令和2年には新型コロナウイルス感染症の流行があり、会員の定期的な見守りを兼ねて町内の飲食店のお弁当を宅配する事業を行っています。

区 分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
老人会	人	757	708	660
趣味クラブ	人	738	623	586

※毎年度4月時点

●鷹栖町高齢者事業団

会員数は近年横ばいで推移し、令和2年度は46名となっています。公共施設の清掃や公園の管理、農作業、除雪業務を請け負い、受注件数の70%以上が民間・個人からの受託となっています。

区 分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者事業団	人	43	44	46

※毎年度4月時点

●ななかまど大学

講師を招いての講座を中心に、年間20日程度（40単位以上）実施し、社会見学や発表会などの校外活動も行っています。令和2年度は大学生12名、大学院生15名他、特別会員3名が在籍しています。

区 分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ななかまど大学（大学生）	人	17	13	12
ななかまど大学（大学院生）	人	12	13	15
ななかまど大学（特別会員）	人	0	3	3

●ふれあい農園

0.5haの農地を借り上げ、生産交流活動を通じた高齢者の生きがいづくりを進めています。就労体験の場として利用者の技術指導にアクティブシニアが活躍しています。

●愛・び・すけっと

平成30年に有償の家事援助等サービスを行うNPOが設立し、要支援者等の通院同行や家事援助、鷹栖地区サロンの運営等を実施しています。町としてサロン開催時の認知症講話などの講師派遣、介護保険適用外の生活支援を必要としている方に、愛・び・すけっとの情報提供や相談者の紹介等を行っています。

2) 健康づくりと介護予防の推進

●町主催の介護予防教室

運動機能の低下を防ぎ、在宅での生活が継続できるよう、60歳以上の方を対象に身体状況に合わせた体操教室を週1回実施し、運動器・生活機能の維持向上を図っています。個々人の身体能力に応じて参加できる通いの場として、介護・認知症予防教室を実施、プログラム内で歯科衛生士や理学療法士などの講話を行い、参加者が介護予防のための知識や意識を活用して過ごせるよう支援を行いました。また、老人会などで、出前講座として歯科衛生士や保健師による健康教育を実施しました。

区 分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
いきいき元気健康ひろば	人／年	142	130	113
いきいき元気はつらつ教室	人／年	26	27	29
認知症予防教室	人／年	20	17	17
口腔機能向上教室	人／年	6	3	1

●フィットネス倶楽部コレカラ

平成30年に町内サービス付き高齢者住宅の一角に介護予防を目的とした運動施設を開設しました。理学療法士が常駐し、6カ月ごとの体力評価、9種類のマシンを使った運動、全身の筋肉を伸ばしバランス能力を鍛えるレッドコード教室、理学療法士監修で作り上げた「あったかすりハビリ体操」等を実施しています。40歳～59歳の町民も木曜夜間、土曜日限定で利用しています。

区 分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
フィットネス倶楽部コレカラ	登録人／年	347	383	383
	実利用人／年	143	133	133

●住民主体の介護予防教室

あったかすりハビリ体操指導士の養成により、誕生した指導士が老人会や住民センター、高齢者住宅等でリハビリ体操を実施しています。また、「たかすふまねっと”一歩いっぽ”」は歩行機能の改善と、認知機能低下の抑制に効果があるとされている「ふまねっと運動」を仲間との交流を図りながら介護予防活動をしています。

3) 介護サービスの基盤整備と資質向上

●町内では昭和 63 年から地域で介護事業を展開する社会福祉法人さつき会が訪問介護から特別養護老人ホーム、近年では地域密着型の各介護サービス事業を展開しています。また、人口 33 万人の中核市である旭川市と隣接することから、同一生活圏として様々な介護サービスを利用できる環境にあります。

●町では平成 26 年に地域包括支援センターと基幹相談支援センターなど福祉の総合相談の窓口として「生活福祉相談センター」を開設し、高齢による身体や認知面の不安、要介護認定の相談をはじめ、8050 問題など世帯の複合的な困りごとを丸ごと受け止め、複数の分野、部署、機関横断的に支援する体制を敷いています。

●医療と介護、生活支援を連携させ、町民の方が病後の在宅生活を安心して過ごせるよう、平成 7 年からサンホールはびねす内に、北海道総合在宅ケア財団旭川地域鷹栖訪問看護ステーションを設置しています。

●高齢者の生活基盤となる住宅として、高齢者向け公営住宅（そよかぜ団地 R1：18 戸、R2：18 戸）と民間施設であるサービス付き高齢者住宅（全 18 戸）があります。どちらも入居者が安心していきいきと生活できるよう、日常生活相談とレクリエーションの企画運営を行う援助員を配置しています。

4) 認知症高齢者支援対策の推進

●認知症の方が、安心して過ごし活躍できる居場所を創出し、認知症の方や家族を支える地域づくりの推進のため、月 1 回認知症カフェを鷹栖地区及び北野地区で実施しました。また、正しい知識などの普及啓発のため、毎年認知症サポーター養成講座を実施しました。（令和 2 年度については新型コロナウイルス感染症の影響により一部講座の開催を自粛しました。）加えて認知症の早期発見・治療、必要な支援を受け安心安全に過ごしていただけるよう、地域の保健・医療・福祉分野との連携、地域の見守り体制を活かし、個々人の状況に合わせた支援を行っています。

区 分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症サポーター養成講座	人／年	80	95	35

●認知症のため徘徊・道に迷う高齢者をいち早く発見・保護する取り組みとして、令和 2 年度に改めて町内で旭川地域 SOS やまびこネットワークを組織しました。

5) 権利擁護の推進

●認知症など心身の不調により、判断能力が不十分で財産管理・契約締結等が困難となる可能性の高い方に、制度利用の相談支援を行っています。また、制度の理解を深めるための知識の普及・啓発、市民後見人養成を行いました。

●高齢者を狙った巧妙化する悪質商法や詐欺等の消費者トラブルの相談窓口として、サンホールはびねす内に生活福祉相談センターを設置し、問題解決のための助言やあっせん、相談窓口の周知や未然防止の啓発を行っています。

6) 高齢者福祉施策

●高齢者が在宅で自立した生活を送れるように、在宅生活支援事業として除雪サービスや配食サービス、買い物支援、緊急通報端末の貸与等を行っています。また、80歳以上の方や70歳以上で自動車免許を自主的に返納した方に年間1万円分の交通券を支給。重度在宅介護支援として重度要介護の方を自宅で介助する方へ支援金支給、おむつの購入費助成を実施しました。

区 分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
重度在宅生活者介護支援金	人／年	18	17	21
家族介護用品支給事業（おむつ助成）	人／年	7	7	7

●平成26年に策定した「お互い様づくり行動計画」の重点施策事業（「相談体制の整備強化」、「見守り体制の整備強化」、「居場所づくり」、「買い物支援」、「権利擁護推進」）、健康づくり推進事業、予防接種事業、地域食生活支援事業、各種健康診査事業等連携しながら取り組みを進めてきました。

7) その他

①介護給付適正化計画

●介護認定の訪問調査は、新規および区分変更の申請については、町の保健師が全て実施しています。更新申請の一部は指定居宅介護支援事業所または各地域の指定事務受託法人に委託しました。調査票は上川中部介護認定審査会への送付前に職員が全て点検を行い、資料送付後にも審査会事務局による点検が行われています。

●個々の受給者が真に必要なサービスを提供するとともにその状態に適合していないサービス提供を改善することを目的とし、要支援者のケアプラン点検を実施しました。

●住宅改修・福祉用具購入について、すべて介護支援専門員が事前に点検しています。また必要に応じて理学療法士に自立支援の観点から点検を依頼し、住宅改修の場合は価格の妥当性を町建築部局で確認しています。

●医療情報との突合・縦覧点検については、医療保険と介護保険の間で同時には成立しない重複請求等を発見する目的で、国保連に委託し、医療機関、介護事業所等への請求内容の確認、正当・過誤の判断、請求誤りである場合の過誤申立てまでの一連の業務を行っています。

●介護給付費通知については、介護サービスを利用しているすべての受給者に、使用したサービスの種類や費用などの利用実績をお知らせする目的で年1回以上通知しています。（高額介護サービス費支給申請勧奨通知対象者は追加して実施）

●国保連より出力される給付実績のデータ分析のため、毎月一覧で確認しています。

②介護人材の確保

●介護に関心を持つ介護未経験者を対象に基本的な知識を得てもらい介護分野への人材確保を図るため、令和元年から「介護に関する入門的研修」を実施しています。また、鷹栖高校生の資格取得を通じて就職支援を行うとともに鷹栖町の介護人材の育成を図る目的で、平成27年から2年生に対して介護職員初任者研修を実施してきました。

卒業後にU・J・Iターン等をして鷹栖町内等の福祉系事業所に勤務し、町内に居住している専門職に対し、返還している奨学金の一部を補助しています。

町内事業所に雇用され町内の賃貸住宅に居住する方への家賃助成を行ったり、移住体験に介護の仕事を紹介したりするなど、他の部署と連携した取り組みも行っています。

③介護離職ゼロの実現

●家族の介護のために離職せざるを得ないという相談等実績はありません。高齢で一人暮らし等でも可能な限り在宅生活を継続できるよう福祉サービス等を利用いただき、当事者の立場で支援しています。

また、在宅で生活が難しくなった方についてもスムーズに入所施設につなぐよう努めています。

5.介護保険制度改正の概要

地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（概要）

施行期日 令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

1) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供愛性の整備等の推進

【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト等情報のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4) 介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取り組みを追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業生への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5) 社会福祉連携推進法人制度の創設

【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

第3章 基本理念・施策の体系

1.基本理念

2040年に向けて、地域の高齢者世代が増加し、社会が「成長」から「成熟」へシフトします。

鷹栖町地域福祉計画で示す「地域共生社会の実現」に基づき、高齢者の分野でも制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指します。

この社会の実現のため、行政や地域関係団体は、各種サービス事業者などがそれぞれの役割を分担し、協働しながら施策を図るための基本理念と、基本方針、それに至るための取り組みの重点目標を次のように定めます。

「高齢者も住み慣れた地域で、“生涯元気”で安心して暮らし、いきいきと活動できる共生社会の実現」

2.基本方針

○みんなが「いきいき」と暮らせるまち

・老若男女、また、障がいの有無によらず、誰もが生きがいを持って、充実した毎日を送ることが、「住みよいまち」、「住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」づくりにつながります。

・誰もがスポーツや趣味活動などを楽しみ、地域社会の一員として活躍し、高齢者同士や他の世代とも交流しながら、いきいきと暮らせるようなまちづくりを進めていきます。

・従来の介護サービスを補完する、地域の中でちょっとした困りごとを助け合える仕組みを一緒に考え、共に創ります。

○みんなが「健やか」に暮らせるまち

・心身ともに健康を保つためには、健康への意識を高め、意識的に運動や栄養、睡眠等、日頃の健康習慣が大切です。長い人生をできる限り自分らしく充実したものとなるよう、自らの健康づくりと介護予防に取り組むことができる機会の創出に努めます。

・感染症や生活習慣病に対する正しい情報を共有し、早い段階で適切な対応ができるよう、本人や家族に気づきを促すとともに、医療と介護の両面から疾病予防、重症化予防、認知症予防など切れ目なく必要な事業を進めていきます。

○みんなが「安心」して暮らせるまち

・誰かが、高齢などにより介護が必要な状態になったとしても、可能な限り住み慣れた自宅で生活を営むことができるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉にわたる各種サービスの包括的・継続的な提供体制の整備を進めていきま

す。

- ・複合的な課題を抱えるすべての方たちに対して、その属性や世代にかかわらず、包括的に相談を受け止め、重層的なセーフティネットの強化を目指します。

- ・生活に不安を抱える高齢者などが安心して暮らせるよう、生活に必需な支援などの施策や、心身機能の低下や障がい特性に配慮した住まいの整備に努めるなど、安心して暮らせるまちづくりを総合的に進めていきます。

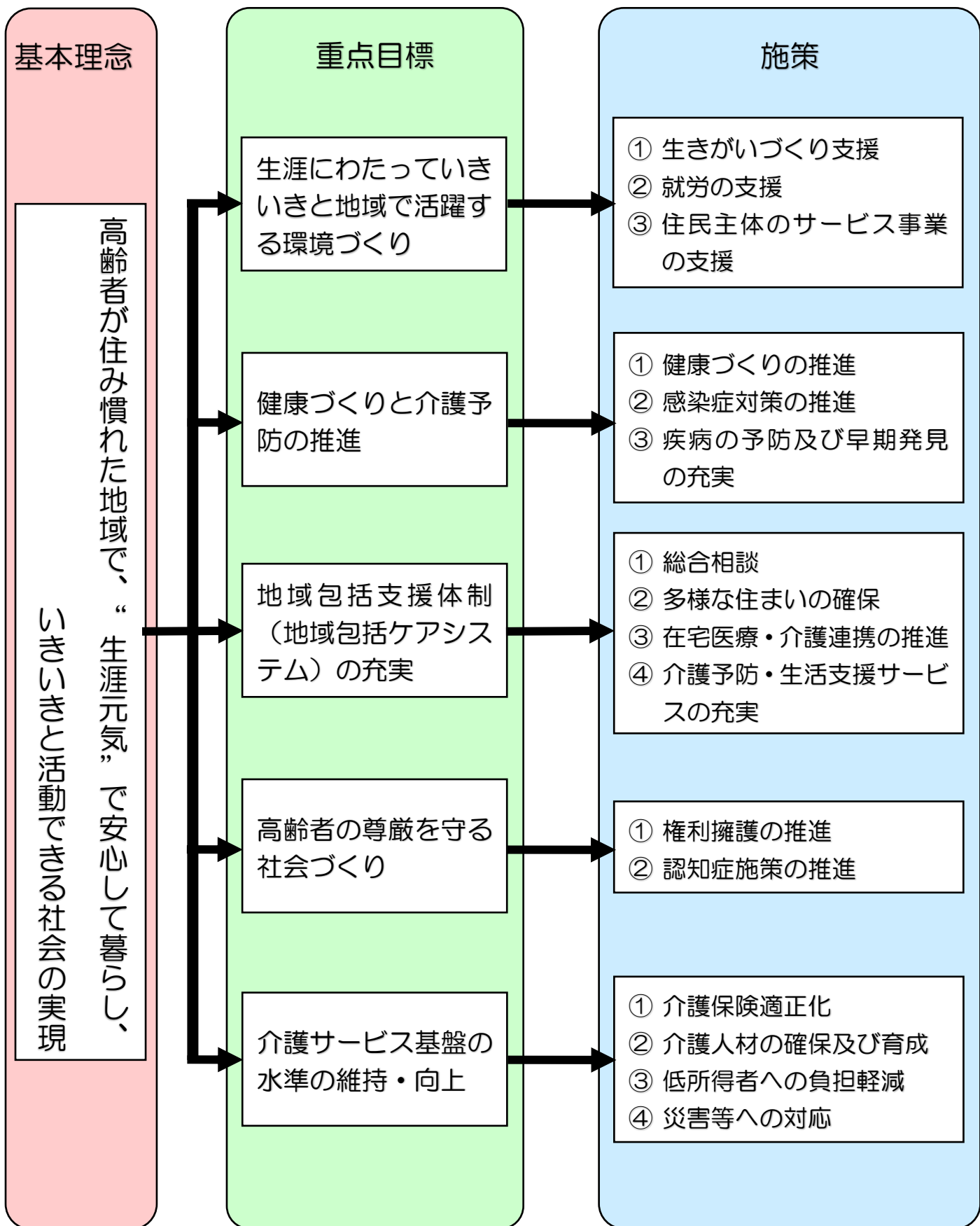
○みんなで参加し、みんなで支え合うまち

- ・町民みんなで、できないことを補い合い、支え合う地域共生社会の理念に基づき、多様な主体が当事者として参加することにより地域づくりを進めていきます。

- ・高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の点検、見直しについては、町民の参加により進めていきます。

3.重点目標

- (1) 生涯にわたっていきいきと地域で活躍する環境づくり
- (2) 健康づくりと介護予防の推進
- (3) 地域包括支援体制（地域包括ケアシステム）の充実
- (4) 高齢者の尊厳を守る社会づくり
- (5) 介護サービスの基盤の水準の維持・向上



第4章 施策の展開

重点目標1 生涯にわたっていきいきと地域で活躍する環境づくり

○生きがいづくり支援

- ・地域を基盤とし相互扶助の活動団体として活動している老人会、就労を生きがいとして公共事業や企業、一般家庭の軽作業を担う高齢者事業団の運営を支援します。また、高齢者の学びを通じた自己実現をサポートするために設置している「ななかまど大学」の運営を継続します。
- ・農作業等を通じた高齢者の生きがいづくりを支援するため、引き続きふれあい農園の運営管理を行います。

○就労の支援

- ・高齢者等が意欲と能力等を十分に発揮し、年齢に関係なく働き続けられるよう、「生涯現役促進地域連携事業」を通じて雇用の需給を図ります。また、本人の希望、経験、能力等を勘案し、企業等との橋渡しを行う就労支援コーディネーターの配置を検討します。

◇取り組みに関する達成目標

- ・生涯現役促進地域連携事業利用者数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生涯現役促進地域連携事業利用者数	-	増加	増加	増加

○住民主体のサービス事業への支援

- ・住民が主体的に取り組む介護予防活動が長く継続できるよう、活動紹介や活動に対するインセンティブ、必要に応じた専門的助言等により支援します。また、住民主体で有償・無償のボランティア等により提供される福祉サービス提供体制整備に対する支援を行います。
- ・地域住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活動できる場として、サロンの立ち上げから運営まで支援します。
- ・地域の課題を共有し、地域の多様な主体による多様な取り組みを有機的に結び付けるために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。

◇取り組みに関する達成目標

- ・住民主体の通いの場設置数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住民主体の通いの場設置数	-	増加	増加	増加

主な事業

- 老人会活動推進事業
- 高齢者事業団支援事業
- 生涯現役促進地域連携事業
- ふれあい農園管理事業
- 生活支援体制整備事業
- ななかまど大学開催事業

重点目標 2 健康づくりと介護予防の推進

○健康づくりの推進

・介護予防の普及、意識啓発に努め、要支援・要介護状態となる高齢者を早期に把握し、介護予防教室等通いの場へつなぐなど、自立した生活への機能維持支援を行うとともに、理学療法士の関与により、リハビリテーションの専門的な知見から効果的な自立支援・重度化防止に必要な支援を行います。

・「フィットネス倶楽部コレカラ」、「いきいき・元気・健康ひろば」、「いきいき・元気・はつらつ教室」等、本人の身体状態に合わせた運動の機会を提供するとともに、より多くの人々が機能維持・向上や仲間を通じた効果的な運動に興味を持つことができるようPRに努めます。

・地域の身近な場所で、介護予防を目的に自主的・継続的に開催され、誰もが参加できる住民運営の居場所である「通いの場」の拡充を図ります。

・健診データや運動機能評価データ、参加者の参加動機などにより、事業を検証し、事業の改廃を進めます。

◇取り組みに関する達成目標

- ・フィットネス倶楽部コレカラ

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フィットネス倶楽部コレカラ	登録人／年	400	410	420
	実利用人／年	140	145	150

- ・町主催体操教室の参加者数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいき元気健康ひろば	人／年	130	140	150
いきいき元気はつらつ教室	人／年	29	30	30
認知症予防教室	人／年	17	18	19
口腔機能向上教室（出前講座含む）	人／年	30	30	30

※いきいき元気健康ひろばについて、第7期計画では延べ人数を記載していましたが、第8期計画では実人数を記載しています。

○感染症対策の推進

・治療法が確立されていない感染症や、人への蔓延が懸念されている新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などに対応する健康管理体制の強化を図り、国、道及び介護事業所等が連携し、感染症対策に向けた体制を整備します。

○疾病の予防及び早期発見の充実

・生活習慣病の予防の大切さ及び重症化による医療費や介護費用の増加等の実態を広く町民に周知します。また、生活習慣病重症化による合併症の発症・進展抑制を目指し、糖尿病性腎症重症化予防、虚血性心疾患重症化予防、脳血管疾患重症化予防のため、医療受診が必要な人に受診勧奨を、治療中の人に対する医療機関と連携した保健指導を実施します。

◇取り組みに関する達成目標

- ・平均自立期間（要介護2以上）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均自立期間（要介護2以上、男）	79.5歳	向上	向上	向上
平均自立期間（要介護2以上、女）	84.3歳	向上	向上	向上

- ・後期高齢者健康診査の受診率

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後期高齢者健康診査の受診率	43.0%	向上	向上	向上

- ・生活習慣病未治療者数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活習慣病未治療者数	-	減少	減少	減少

主な事業

○一般介護予防事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 ○予防接種事業 ○各種新型コロナウイルス感染症対策事業 ○各種健康診査事業

重点目標 3 地域包括支援体制（地域包括ケアシステム）の充実

○総合相談

・地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域におけるネットワークを生かして、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につながるなど支援を行います。

・複雑化、複合化する地域課題に対して、重層的支援事業を通して属性を問わず包括的な支援体制を整備します。

・定期的な地域ケア会議により、地域課題に対して地域資源を活用できるよう検討するとともに、政策へ反映できるよう努めます。

◇取り組みに関する達成目標

- ・地域ケア会議開催数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議開催数	回	12	12	12

○多様な住まいの確保

・高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる住宅・住環境づくりを進めます。

・自宅で手すりや段差解消が必要になった場合に、適切な住宅改修が図られるよう、必要に応じて理学療法士の助言を得られる体制を確保します。

・高齢者向け公営住宅及びサービス付き高齢者向け住宅に、安否確認、生活相談を行う援助員を引き続き配置します。

・高齢者のニーズに応じた住み替えが容易にできるよう、相談体制の充実やニーズに適した住宅等の情報提供、空き家バンクの活用など住み替えの仕組みづくりを進めます。

◇取り組みに関する達成目標

- ・生きがい活動援助員配置

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生きがい活動援助員配置	-	実施	実施	実施

○在宅医療・介護連携の推進

・病院の相談員やケアマネジャー等との連携により、急性期・回復期のリハビリ（医療保険）から在宅生活（介護保険）への切れ目のないサービスが提供できるよう体制整備に努めます。

・医療と介護、生活支援を連携させ、町民の方が病後の在宅生活を安心して過ごせるよう、引き続き北海道総合在宅ケア財団旭川地域鷹栖訪問看護ステーション設置に係る経営支援を行います。

○介護予防・生活支援サービスの充実

・外出機会の創造と介護予防を目的とした通所型の介護予防・認知症予防教室をサンホールはびねすや北野地区住民センターで実施するとともに、住民による介護予防運動「ふまねっと」や「あったかすりハビリ体操指導士」が関わる各地区での体操教室、地域サロンなどの集いの場の活用を進めます。

・訪問型サービス及び通所型サービスについて、新たに対象となる要支援者については、自らの能力を最大限活用しつつ、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促します。また、住民主体による支援等の多様なサービスの担い手育成を図ります。

・地域における自立した日常生活の支援のため、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると厚生労働省令で規定される、配食、定期的な安否確認及び緊急時の対応（見守り）その他サービスの充実を図ります。

◇取り組みに関する達成目標

・あったかすりハビリ体操指導士養成者数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
あったかすりハビリ体操指導士養成者数	人／年	10	10	10

・拠点サロン数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
拠点サロン数	件	3	3	4

・その他事業

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配食サービス事業利用者数	人／年	67	70	70
徘徊高齢者家族支援事業利用者数	人／年	2	3	4
重度在宅生活者介護支援金	人／年	22	23	24
家族介護用品支給事業（おむつ助成）	人／年	8	9	10

主な事業

○総合相談支援事業 ○地域共生社会推進事業（重層的支援体制整備事業） ○包括的支援事業 ○訪問看護ステーション活用事業 ○地域包括支援センター事業 ○介護予防・生活支援サービス事業 ○高齢者安全推進事業 ○高齢者在宅生活支援事業 ○空き家対策事業 ○介護（予防）サービス等諸費（住宅改修事業） ○一般介護予防事業（再掲） ○地域介護予防活動支援事業（再掲）

重点目標 4 高齢者の尊厳を守る社会づくり

○権利擁護の推進

- ・地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。
- ・孤立防止に向けた見守り活動や虐待の発生防止などの権利擁護対策の取り組みを、町の担当部署を始め、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護事業者、医療機関など地域の様々な関係者との連携のもと取り組みを進めます。
- ・生活福祉相談センターを窓口として、引き続き悪質商法や特殊詐欺等の相談や問題解決のための助言やあっせんを行うとともに、相談窓口の周知や未然防止の啓発を行います。

◇取り組みに関する達成目標

- ・市民後見人養成講座修了者

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民後見人養成講座修了者	10人	11	12	13

○認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症になっても誰もが尊厳をもって安心して暮らせるように、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等を通じて、認知症に対する社会の理解を深め、より多くの人々がサポーターとして携わることができる仕組みを整えます。また、本人や家族の視点を重視しながら包括的かつ継続的支援を実施する体制の構築に取り組みます。
- ・認知症の早期発見、早期対応などの医療との連携を進め、ケアの質の向上を図るとともに、高齢者自らが認知症予防を意識し生活習慣を見直しできるよう支援します。

◇取り組みに関する達成目標

- ・認知症サポーター養成者数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成者数	人／年	35	40	45

主な事業

- 認知症総合支援事業 ○総合相談事業（再掲） ○包括的支援・任意事業（権利擁護事業）
○消費者行政活性化事業

重点目標 5 介護サービス基盤の水準の維持・向上

○介護保険適正化計画

・要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業者等が実施した区分変更認定又は更新認定に係る認定調査票を全件点検します。

・ケアプラン点検・ケアマネジメントの適正化支援

主任介護支援専門員と連携し、利用者の自立支援に資するケアプランになっているかを、担当介護支援専門員と共に点検します。

・住宅改修・福祉用具点検

利用者に対して訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。必要に応じて、リハビリテーション専門職が住宅改修・福祉用具の利用について助言を行います。

・縦覧点検・医療情報との突合

医療保険と介護保険の重複請求等介護報酬不正を発見し、不適切なサービスを提供する事業所を指導することを目的に、医療情報との突合、縦覧点検を国保連に委託し実施します。

・介護給付費通知

介護給付費通知を年1回以上送付し、介護サービスの適切な利用、給付費の適正化に向けて利用状況を本人または家族に通知します。

◇取り組みに関する達成目標

・認定調査票点検件数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査票点検件数	件	全件	全件	全件

・ケアプラン点検実施件数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検実施件数	件	3	3	3

・住宅改修及び福祉用具利用者宅の理学療法士関与件数、確認件数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理学療法士関与件数	件	3	3	3
確認件数（写真による点検含む）	件	全件	全件	全件

・医療情報との突合点検、縦覧点検

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療情報との突合点検	件	12	12	12
縦覧点検	件	12	12	12

・介護給付通知

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付通知	-	全受給者に対し年2回通知		

○介護人材の確保

・介護等のサービス提供体制の整備には、資質の高い人材を継続的に確保していくことや業務改善を推進していくことが重要であることから、福祉・介護に対する理解促進、多様な人材の就業促進、職場定着・離職防止の促進、研修の充実など、人材確保の取り組みを進めます。

・関係機関と連携し、事業のパッケージ化するなど専門職等の人材確保及び定住促進を図ります。また、社会福祉協議会や福祉事業所と連携し、業務を細分化することで、比較的簡単な作業を担う介護助手の確保を目指します。

・介護人材の確保だけでなく、介護職場の連帯感や仕事に対する意識変革を図るためにも、外国人介護人材の育成と確保に努めます。

・ロボット・センサー・ICTの活用について継続的に調査及び検討を進めます。

◇取り組みに関する達成目標

・介護に関する研修修了者数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護職員初任者研修	人／年	23	24	25
介護に関する入門的研修	人／年	17	18	19

・外国人介護福祉人材就業者数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外国人介護福祉人材就業者数	人	3	4	5

○低所得者等に対する負担軽減

・低所得者等への除雪サービス、交通費助成、在宅サービス費助成等により、在宅生活の負担軽減を図ります。

・高齢者が在宅で自立した生活を送れるように、引き続き、在宅生活支援事業として除雪サービスや配食サービス、買い物支援、緊急通報端末の貸与等を行います。また、重度（要介護4及び5）の方と同居し介護される方へ支援金を支給するとともに、在宅の重度の介護者におむつの購入費の助成を実施します。

○災害等への対策

・災害発生時における要介護高齢者等の避難行動などの確保のため、避難行動要支援者名簿の情報更新及び、福祉避難所等、運営に必要な資器材の確保を行います。また、緊急時の介護サービス提供体制整備を図ります。

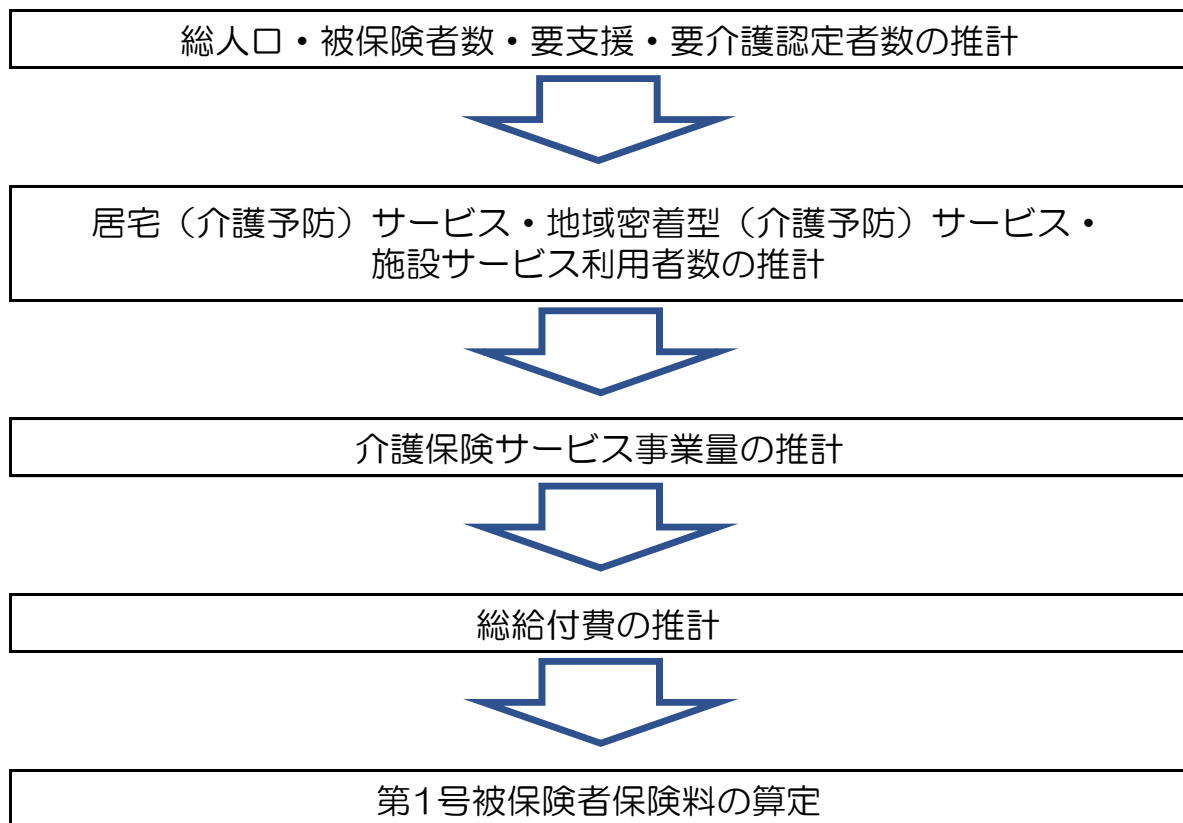
主な事業

○認定調査費 ○介護（予防）サービス等諸費（住宅改修事業） ○審査支払手数料 ○福祉人材確保推進事業 ○鷹栖高校介護職員初任者研修事業 ○外国人介護福祉人材育成支援事業
○生活支援体制整備事業（再掲） ○生涯現役促進地域連携事業（再掲）

第5章 介護保険事業費の見込み及び介護保険料

1.介護保険料算定の流れ

本計画では第8期計画期間である令和3年度から令和5年度、令和22年度までの介護保険サービス事業量及び第1号被保険者保険料額の推計をします。



2.介護給付サービスの利用状況と見込み量

各介護給付サービスについて、厚生労働省提供「見える化システム」を活用し、過去の実績及び現在の町の状況から下記のとおり見込んでいます。

※以下の表については、給付費は各年度の合計額ですが、回数、人数は月の平均となっています。

1) 訪問介護

自宅に訪問するホームヘルパーから、身体介護や家事援助など様々な介助などを受けることができます。利用者数が増加していることに加え、サービス付高齢者向け住宅や有料老人ホームのような施設の利用が増え、1人当たりの利用回数が増加していることも、増加推移する理由と考えます。

(単位：千円／年、回／月、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問介護	給付費	73,774	72,750	75,913	83,948	91,275	93,514	123.2%
	回数	2,264.3	2,262.8	2,346.2	2,542.8	2,757.5	2,829.4	120.6%
	人数	59	58	56	61	66	68	121.4%

※1:令和5年度／令和2年度

2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

在宅の要介護者等に対し、入浴車等で家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

(単位：千円／年、回／月、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問入浴介護	給付費	1,390	1,513	1,471	1,650	1,651	2,477	168.4%
	回数	10	10	10	11.6	11.6	17.4	167.3%
	人数	2	2	2	2	2	3	150.0%
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0	—
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数	0	0	0	0	0	0	—

※1:令和5年度／令和2年度

3) 訪問看護・介護予防訪問看護

病気、加齢等により様々な健康上の問題を抱えている高齢者のうち、医師が必要と認めた要介護者等に対して、医師の指示のもとに療養生活を支援します。要支援者の利用が増加傾向にあり、第8期においても給付の増加を見込んでいます。

(単位：千円／年、回／月、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問看護	給付費	6,734	6,427	5,979	6,330	6,784	7,761	129.8%
	回数	76.3	76.1	75.1	84.5	89.6	98.4	131.0%
	人数	12	13	13	13	14	15	115.4%
介護予防訪問看護	給付費	1,709	2,495	2,798	3,794	3,796	3,796	135.6%
	回数	24.1	33.5	34.2	46.0	46.0	46.0	134.5%
	人数	3	5	7	8	8	8	114.3%

※1:令和5年度／令和2年度

4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者等の自宅を訪問して、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図るものです。リハビリテーションの重要性が高まっているため、第8期においては給付増加を見込んでいます。

(単位：千円／年、回／月、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問リハビリ テーション	給付費	7,635	8,363	8,562	12,623	13,265	13,867	162.0%
	回数	223.8	247.5	254.2	372.8	391.9	409.7	161.2%
	人数	24	27	34	44	46	48	141.2%
介護予防訪問リ ハビリテーショ ン	給付費	3,941	3,735	3,909	4,046	4,561	4,561	116.7%
	回数	114.0	111.7	117.5	120.7	136.1	136.1	115.8%
	人数	15	15	15	16	18	18	120.0%

※1:令和5年度／令和2年度

5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者等に対し、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、在宅での療養生活を送るために必要な療養上の管理および指導を行うサービスです。

(単位：千円／年、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅療養管理指導	給付費	463	405	864	807	808	882	102.1%
	人数	7	6	12	10	10	11	91.7%
介護予防居宅療養管理指導	給付費	210	272	330	332	332	332	100.7%
	人数	1	2	2	2	2	2	100.0%

※1:令和5年度／令和2年度

6) 通所介護

デイサービスセンター等に日帰りで通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。

(単位：千円／年、回／月、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
通所介護	給付費	41,783	37,785	40,543	44,115	46,474	48,097	118.6%
	回数	453	425	448	481.7	504.9	520.2	116.1%
	人数	62	59	58	60	63	65	112.1%

※1:令和5年度／令和2年度

7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

在宅の要介護者等が介護老人保健施設等へ通い、日常生活の自立を助けるための必要な理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

(単位：千円／年、回／月、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
通所リハビリ テーション	給付費	11,164	10,973	13,141	13,988	13,996	15,066	114.7%
	回数	114.5	107.6	124.3	132.9	132.9	141.6	113.9%
	人数	13	14	13	14	14	15	115.4%
介護予防通所リ ハビリテーショ ン	給付費	2,728	2,700	2,563	2,579	3,086	3,086	120.4%
	人数	7	6	6	6	7	7	116.7%

※1:令和5年度／令和2年度

8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

在宅の要介護者等が、介護老人福祉施設に一時的に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護および日常生活上の世話ならびに機能訓練を受けるサービスです。

(単位：千円／年、回／月、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
短期入所生活介護	給付費	27,114	24,972	27,725	29,835	29,851	33,651	121.4%
	回数	320.0	295.0	300.2	326.5	326.5	366.5	122.1%
	人数	22	18	22	21	21	24	109.1%
介護予防短期入所生活介護	給付費	616	854	943	1,034	1,035	1,035	109.7%
	回数	9.4	12.6	13.4	14.6	14.6	14.6	109.0%
	人数	2	2	2	2	2	2	100.0%

※1:令和5年度／令和2年度

9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に一時的に入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護および機能訓練ならびに日常生活上の世話を受けるサービスです。近年ほとんど利用実績がないため、第8期においても利用を見込んでいません。

(単位：千円／年、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
短期入所療養介護	給付費	601	0	0	0	0	0	—
	回数	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数	0	0	0	0	0	0	—
介護予防短期入所療養介護	給付費	0	0	0	0	0	0	—
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数	0	0	0	0	0	0	—

※1:令和5年度／令和2年度

10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。

(単位：千円／年、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
福祉用具貸与	給付費	10,948	11,992	12,537	13,560	14,363	14,973	119.4%
	人数	90	93	96	98	103	106	110.4%
介護予防福祉用具貸与	給付費	1,193	1,647	2,182	2,238	2,408	2,465	113.0%
	人数	25	33	40	41	44	45	112.5%

※1:令和5年度／令和2年度

11) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具を購入した場合にその費用の一部を支給します。

(単位：千円／年、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定福祉用具購入費	給付費	571	656	936	936	936	936	100.0%
	人数	2	2	2	2	2	2	100.0%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	145	213	256	256	256	256	100.0%
	人数	1	1	1	1	1	1	100.0%

※1:令和5年度／令和2年度

12) 住宅改修

手すりの取り付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅についておこなったときに、住宅改修費が支給されます。

(単位：千円／年、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
住宅改修費	給付費	1,541	1,246	875	875	875	875	100.0%
	人数	1	1	1	1	1	1	100.0%
介護予防住宅改修	給付費	576	430	454	454	454	454	100.1%
	人数	1	0	1	1	1	1	100.0%

※1:令和5年度／令和2年度

1 3) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスに入所している要介護者等が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。鷹栖町には整備されていないため、主に旭川市での利用を想定しています。（住所地特例施設）

（単位：千円／年、人／月）

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定施設入居者 生活介護	給付費	14,698	12,379	16,947	18,695	18,706	18,706	110.4%
	人数	7	6	8	9	9	9	112.5%
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	414	1,195	666	670	670	670	100.6%
	人数	1	2	1	1	1	1	100.0%

※1:令和5年度／令和2年度

1 4) 居宅介護支援・介護予防支援

在宅の要介護者等が、介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるように、要介護者等と契約した居宅支援事業所に属する介護支援専門員が、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行うサービスです。また、介護予防支援は、要支援者に対する介護予防サービスのケアプランを作成するものです。

（単位：千円／年、回／月、人／月）

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護支援	給付費	23,677	22,894	23,155	24,369	25,312	26,149	111.1%
	人数	129	124	124	129	134	138	109.6%
介護予防支援	給付費	2,281	2,732	3,173	3,298	3,353	3,459	104.5%
	人数	43	51	60	62	63	65	103.8%

※1:令和5年度／令和2年度

15) 地域密着型サービス

要介護者等がいつまでも住み慣れた地域で暮らすことができるように作られたサービスです。原則その地域に住民票のある方が利用できるサービスとなっています。

地域密着型通所介護・・・定員 18 名以下のデイサービスです。住所地特例により、他市町村での利用を想定しています。

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護・・・訪問や通所、泊り等を複合的に利用するサービスです。町内ではぬくもりの家えん、なごみの家が整備されています。

認知症対応型共同生活介護・・・認知症高齢者が必要な介助を受けながら共同生活をおくる施設サービスです。町内ではなごみの家が整備され 18 人が入居されています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・・・定員の少ない小規模な特別養護老人ホームで必要な介助を受けることができます。町内ではぬくもりの家えんが整備され 20 人が入居されています。

(単位：千円／年、回／月、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域密着型通所介護	給付費	4,744	2,972	2,423	2,701	2,703	3,769	155.5%
	回数	39.6	25.8	21.6	25.5	25.5	34.7	160.6%
	人数	4	3	4	3	3	4	100.0%
小規模多機能型居宅介護	給付費	77,829	88,275	103,653	118,831	122,723	125,791	121.4%
	人数	31	37	43	47	49	50	116.3%
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	3,876	4,947	6,429	6,469	7,064	7,064	109.9%
	人数	5	6	7	7	8	8	114.3%
認知症対応型共同生活介護	給付費	57,058	57,174	58,418	58,418	58,450	58,450	100.1%
	人数	18	18	18	18	18	18	100.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	68,005	68,765	74,390	70,989	71,028	71,028	95.5%
	人数	19	20	21	20	20	20	95.2%

※1:令和5年度／令和2年度

16) 施設サービス

介護老人福祉施設・・・特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の必要な介助を行うことを目的とした施設です。

介護老人保健施設・・・老人保健施設に入所する要介護者に対し、看護、医学的管理に基づいた介助や機能訓練等を行うことを目的とした施設です。

介護療養型医療施設・介護医療院・・・病状の安定している長期療養が必要のために入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理に基づいた介護等の支援や必要な医療を行うことを目的とした施設です。

在宅生活支援を充実させることを前提としているため、施設サービスの伸びは現状維持としています。

(単位：千円／年、回／月、人／月)

サービス区分		第7期			第8期			伸び率※1
		実績値		見込値	計画値			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護老人福祉施設	給付費	172,531	166,501	169,621	169,452	169,546	169,546	100.0%
	人数	60	57	58	58	58	58	100.0%
介護老人保健施設	給付費	68,298	50,839	65,357	65,758	65,795	65,795	100.7%
	人数	21	15	20	20	20	20	100.0%
介護医療院	給付費	3,418	6,978	3,793	7,633	7,637	7,637	201.3%
	人数	1	2	1	2	2	2	200.0%
介護療養型医療施設	給付費	13,975	16,168	4,865	4,895	4,898	4,898	100.7%
	人数	3	4	1	1	1	1	100.0%

※1:令和5年度／令和2年度

3.介護保険サービスの給付見込み

1) 介護予防サービス給付見込み額

(単位：千円、回、人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス									
介護予防訪問看護	給付費	1,709	2,495	2,798	3,794	3,796	3,796	3,796	4,803
	回数	24.1	33.5	34.2	46.0	46.0	46.0	46.0	58.6
	人数	3	5	7	8	8	8	8	10
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	3,941	3,735	3,909	4,046	4,561	4,561	5,074	5,330
	回数	114.0	111.7	117.5	120.7	136.1	136.1	151.5	159.2
	人数	15	15	15	16	18	18	20	21
介護予防居宅療養管理指導	給付費	210	272	330	332	332	332	498	498
	人数	1	2	2	2	2	2	3	3
介護予防通所リハビリテーション	給付費	2,728	2,700	2,563	2,579	3,086	3,086	3,086	3,591
	人数	7	6	6	6	7	7	7	8.0
介護予防短期入所生活介護	給付費	616	854	943	1,034	1,035	1,035	1,035	1,552
	回数	9.4	12.6	13.4	14.6	14.6	14.6	14.6	22
	人数	2	2	2	2	2	2	2	3
介護予防福祉用具貸与	給付費	1,193	1,647	2,182	2,238	2,408	2,465	2,796	2,966
	人数	25	33	40	41	44	45	51	54
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	145	213	256	256	256	256	256	256
	人数	1	1	1	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費	576	430	454	454	454	454	454	454
	人数	1	0	1	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	414	1,195	666	670	670	670	670	670
	人数	1	2	1	1	1	1	1	1
(2) 地域密着型介護予防サービス									
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	3,876	4,947	6,429	6,469	7,064	7,064	8,122	9,180
	人数	5	6	7	7	8	8	9	10
(3) 介護予防支援	給付費	2,281	2,732	3,173	3,298	3,353	3,459	3,831	4,149
	人数	43	51	60	62	63	65	72	78
合計	給付費	17,689	21,220	23,703	25,170	27,015	27,178	29,618	33,449

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

2) 介護サービス給付見込み額

(単位：千円、回、人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	令和22年度
(1) 居宅サービス									
訪問介護	給付費	73,774	72,750	75,913	83,948	91,275	93,514	98,796	112,294
	回数	2,264.3	2,262.8	2,346.2	2,542.8	2,757.5	2,829.4	2,997.2	3,404
	人数	59	58	56	61	66	68	73	82
訪問入浴介護	給付費	1,390	1,513	1,471	1,650	1,651	2,477	1,651	2,477
	回数	10	10	10	11.6	11.6	17.4	11.6	17
	人数	2	2	2	2	2	3	2	3
訪問看護	給付費	6,734	6,427	5,979	6,330	6,784	7,761	7,171	8,598
	回数	76.3	76.1	75.1	84.5	89.6	98.4	95.7	110
	人数	12	13	13	13	14	15	15	17
訪問リハビリテーション	給付費	7,635	8,363	8,562	12,623	13,265	13,867	14,482	16,298
	回数	223.8	247.5	254.2	372.8	391.9	409.7	427.6	481
	人数	24	27	34	44	46	48	50	56
居宅療養管理指導	給付費	463	405	864	807	808	882	882	1,065
	人数	7	6	12	10	10	11	11	14
通所介護	給付費	41,783	37,785	40,543	44,115	46,474	48,097	52,979	55,723
	回数	453	425	448	481.7	504.9	520.2	576.5	607
	人数	62	59	58	60	63	65	72	76
通所リハビリテーション	給付費	11,164	10,973	13,141	13,988	13,996	15,066	15,429	19,722
	回数	114.5	107.6	124.3	132.9	132.9	141.6	147.8	185
	人数	13	14	13	14	14	15	16	19
短期入所生活介護	給付費	27,114	24,972	27,725	29,835	29,851	33,651	33,853	37,819
	回数	320.0	295.0	300.2	326.5	326.5	366.5	372.3	415
	人数	22	18	22	21	21	24	24	27
短期入所療養介護（老健）	給付費	43	0	0	0	0	0	0	0
	回数	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	給付費	558	0	0	0	0	0	0	0
	回数	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	10,948	11,992	12,537	13,560	14,363	14,973	15,822	17,986
	人数	90	93	96	98	103	106	115	128
特定福祉用具購入費	給付費	571	656	936	936	936	936	936	936
	人数	2	2	2	2	2	2	2	2
住宅改修費	給付費	1,541	1,246	875	875	875	875	875	875
	人数	1	1	1	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費	14,698	12,379	16,947	18,695	18,706	18,706	20,728	24,815
	人数	7	6	8	9	9	9	10	12

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(単位：千円、回、人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	令和22年度
(2) 地域密着型サービス									
地域密着型通所介護	給付費	4,744	2,972	2,423	2,701	2,703	3,769	3,769	3,769
	回数	39.6	25.8	21.6	25.5	25.5	34.7	34.7	35
	人数	4	3	4	3	3	4	4	4
小規模多機能型居宅介護	給付費	77,829	88,275	103,653	118,831	122,723	125,791	131,233	147,300
	人数	31	37	43	47	49	50	53	59
認知症対応型共同生活介護	給付費	57,058	57,174	58,418	58,418	58,450	58,450	71,555	81,228
	人数	18	18	18	18	18	18	22	25
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	68,005	68,765	74,390	70,989	71,028	71,028	92,954	103,608
	人数	19	20	21	20	20	20	26	29
(3) 施設サービス									
介護老人福祉施設	給付費	172,531	166,501	169,621	169,452	169,546	169,546	202,333	223,438
	人数	60	57	58	58	58	58	69	76
介護老人保健施設	給付費	68,298	50,839	65,357	65,758	65,795	65,795	79,594	95,291
	人数	21	15	20	20	20	20	24	29
介護医療院	給付費	3,418	6,978	3,793	7,633	7,637	7,637	15,274	15,274
	人数	1	2	1	2	2	2	4	4
介護療養型医療施設	給付費	13,975	16,168	4,865	4,895	4,898	4,898		
	人数	3	4	1	1	1	1		
(4) 居宅介護支援	給付費	23,677	22,894	23,155	24,369	25,312	26,149	28,652	31,363
	人数	129	124	124	129	134	138	152	166
合計	給付費	687,952	670,028	711,167	750,408	767,076	783,868	888,968	999,879

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	令和22年度
保険給付費（介護及び介護予防）	705,641	691,248	734,870	775,578	794,091	811,046	918,586	1,033,328
在宅サービス	307,244	311,249	340,812	379,068	397,361	414,316	435,478	489,004
居住系サービス	72,170	70,748	76,031	77,783	77,826	77,826	92,953	106,713
施設サービス	326,227	309,252	318,026	318,727	318,904	318,904	390,155	437,611

※給付費は年間累計の金額。

3) 地域支援事業見込み額

(単位：千円、人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	令和22年度
1.介護予防・日常生活支援総合事業								
訪問介護相当サービス	4,879	6,015	6,015	6,500	6,500	6,500	5,594	5,060
利用者数	20	23	25	25	25	25	23	21
訪問型サービスA	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスB	0	0	0	0	500	500	500	500
訪問型サービスC	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスD	0	0	0	0	500	500	500	500
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	15,781	18,692	18,692	19,000	19,000	19,000	17,382	15,723
利用者数	42	47	50	50	50	50	46	42
通所型サービスA	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービスB	0	0	0	0	500	500	500	500
通所型サービスC	0	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービス(その他)	0	0	0	0	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	2,472	2,965	3,500	3,823	4,000	4,000	4,214	3,950
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	1,929	1,929	1,929	1,929	2,309	2,221
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	729	811	3,365	2,960	2,960	2,960	4,074	3,874
介護予防把握事業	249	293	420	420	420	420	508	483
介護予防普及啓発事業	7,322	5,676	6,694	11,481	11,481	11,481	8,106	7,707
地域介護予防活動支援事業	2,903	4,135	4,725	4,725	4,725	4,725	5,721	5,440
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	1,028	877	1,045	1,045	1,145	1,245	1,258	1,179
小計	35,363	39,464	46,385	51,883	53,160	53,260	50,166	46,637
2.包括的支援事業・任意事業								
地域包括支援センターの運営	3,047	3,124	4,256	4,256	4,256	4,256	4,169	4,135
任意事業	6,635	6,978	7,934	7,934	7,934	7,934	7,772	7,709
在宅医療・介護連携推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0
生活支援体制整備事業	7,131	7,305	8,040	8,040	8,040	8,040	8,040	8,040
認知症初期集中支援推進事業	34	152	292	50	50	50	292	292
認知症地域支援・ケア向上事業	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	326	326	326	326	326
地域ケア会議推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	16,847	17,559	20,522	20,606	20,606	20,606	20,599	20,502
合計	52,210	57,023	66,907	72,489	73,766	73,866	70,765	67,139

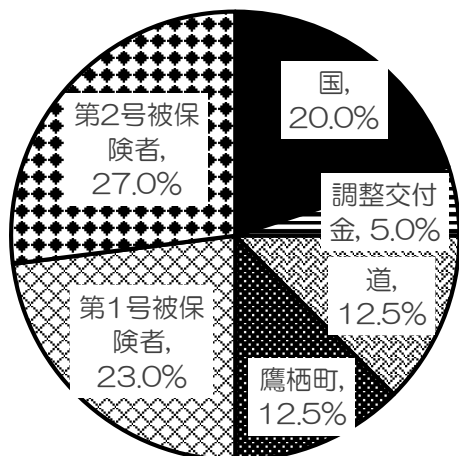
※給付費は年間累計の金額、利用者数は1月当たりの利用者数。

4.介護保険料の推計

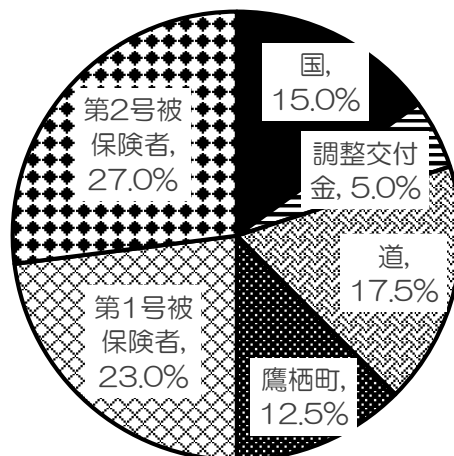
1) 介護保険事業費に係る負担割合

介護保険事業費に係る負担割合については、第1号被保険者（65歳以上の方）が納める保険料で23%、第2号被保険者（40歳以上、65歳未満の方）が納める保険料で27%、国及び道及び町の公費で50%を負担します。これは第7期における負担割合と同水準となります。

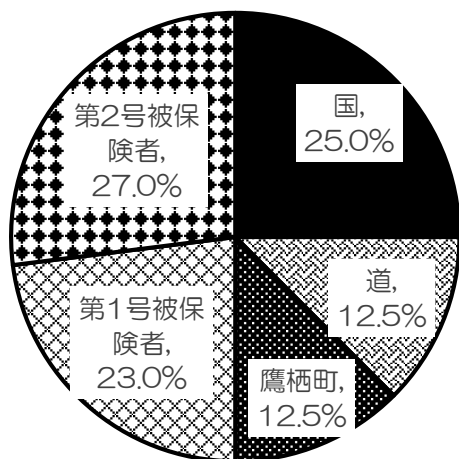
介護給付費（居宅）



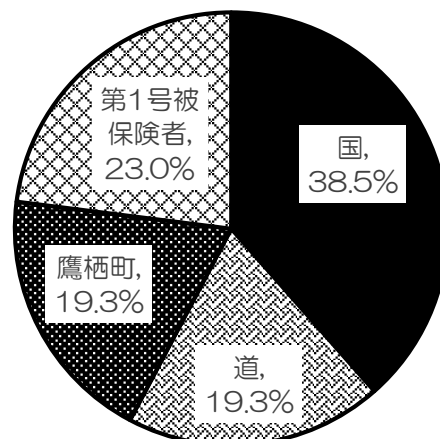
介護給付費（施設）



介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



	介護給付費（居宅）	介護給付費（施設）	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業・任意事業
国	20.0%	15.0%	25.0%	38.5%
調整交付金	5.0%	5.0%		
道	12.5%	17.5%	12.5%	19.3%
鷹栖町	12.5%	12.5%	12.5%	19.3%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	

2) 保険料収納必要額

	合計	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額 (A)	2,560,094	836,191	854,218	869,684
総給付費	2,380,715	775,578	794,091	811,046
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	111,078	38,410	37,359	35,307
特定入所者介護サービス費等給付額	130,505	42,398	43,501	44,605
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	△ 19,427	△ 3,987	△ 6,141	△ 9,297
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	59,683	19,408	19,884	20,389
高額介護サービス費等給付額	59,918	19,466	19,972	20,479
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	△ 234	△ 57	△ 87	△ 89
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,035	2,280	2,353	2,401
審査支払手数料	1,581	512	529	539
地域支援事業費 (B)	221,121	72,489	74,266	74,366
介護予防・日常生活支援総合事業費	159,303	51,883	53,660	53,760
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	36,570	12,190	12,190	12,190
包括的支援事業 (社会保障充実分)	25,248	8,416	8,416	8,416
介護費用計 (A+B)	2,781,215	908,680	928,484	944,050

介護保険サービス費用総額 (2,781,215千円) × 第1号被保険者負担率 (23%)



保険料収納必要額 639,679 千円

3) 保険料基準額の算出

保険料収納必要額	639,679 千円
----------	------------

—

調整交付金見込額	214,244 千円
—	
調整交付金相当額	135,903 千円
軽減額	78,341 千円
※財政調整交付金：国が負担する25%のうち20%は定率、残り5%は市町村の後期高齢者割合や所得分布等に応じて率を調整して交付される。	

—

介護保険準備基金取崩額	16,000 千円
-------------	-----------

÷

予定保険料収納率	99.4 %
----------	--------

÷

所得段階別加入割合補正後被保険者数	6,760 人
-------------------	---------



第8期保険料基準額	年額 80,400円/月額 6,700円
-----------	----------------------

4) 所得段階別第1号被保険者数の推計

	合計	第8期			令和7年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
第1号被保険者数	7,088	2,360	2,364	2,364	2,372
前期(65～74歳)	3,086	1,062	1,029	995	930
後期(75歳～84歳)	2,527	817	843	867	919
後期(85歳～)	1,475	481	492	502	523
所得段階別加入割合					
第1段階	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%
第2段階	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%
第3段階	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%
第4段階	13.7%	13.6%	13.7%	13.7%	13.7%
第5段階	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%
第6段階	16.1%	16.1%	16.1%	16.1%	16.1%
第7段階	10.6%	10.6%	10.6%	10.6%	10.6%
第8段階	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%
第9段階	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数					
第1段階	1,334	444	445	445	446
第2段階	810	270	270	270	271
第3段階	659	219	220	220	221
第4段階	968	322	323	323	324
第5段階	828	276	276	276	277
第6段階	1,142	380	381	381	383
第7段階	753	251	251	251	252
第8段階	333	111	111	111	111
第9段階	261	87	87	87	87
合計	7,088	2,360	2,364	2,364	2,372
所得段階別加入割合補正後被保険者数	6760	2,251	2,255	2,255	2,262

5) 所得段階別保険料

介護保険料は所得金額や課税年金収入額によって保険料率を設定しています。第8期介護保険料所得段階別保険料額は国の基準に基づき9段階とし、以下のとおりに設定しました。

なお第7段階、第8段階、第9段階の対象者要件は省令に基づき、第7期計画から引き上げられます。(第7期：200万円、300万円→第8期：210万円、320万円)

また、第1段階及び第2段階及び第3段階の方に対し、国の基準に従い、公費を投入して低所得者層の保険料を軽減しています。

第8期（令和3年度～令和5年度）						
所得段階	対象者			保険料率	年額保険料	月額
第1段階	本人 非課税	非課税世帯	・生活保護受給者 ・世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・世帯非課税かつ前年合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	基準額 ×0.3	24,100円	2,000円
第2段階			・世帯非課税かつ前年合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以上120万円以下の者	基準額 ×0.5	40,200円	3,300円
第3段階			・世帯非課税かつ第1段階、第2段階以外の者	基準額 ×0.7	56,200円	4,600円
第4段階		課税世帯	・課税世帯に属するが本人は非課税であり、前年合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	基準額 ×0.9	72,300円	6,000円
第5段階			・課税世帯に属するが本人は非課税であり、第4段階以外の者	基準額	80,400円	6,700円
第6段階	本人 課税		・本人が課税者であり、前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.2	96,400円	8,000円
第7段階			・本人が課税者であり、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.3	104,500円	8,700円
第8段階			・本人が課税者であり、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.5	120,600円	10,000円
第9段階			・本人が課税者であり、前年の合計所得金額が320万円以上の者	基準額 ×1.7	136,600円	11,300円

【参考】第1号被保険者の介護保険料基準額の推移

期	年度	基準額年額	基準額月額
第1期	平成12年度～平成14年度	36,000円	3,000円
第2期	平成15年度～平成17年度	49,200円	4,100円
第3期	平成18年度～平成20年度	52,800円	4,400円
第4期	平成21年度～平成23年度	55,200円	4,600円
第5期	平成24年度～平成26年度	57,600円	4,800円
第6期	平成27年度～平成29年度	68,400円	5,700円
第7期	平成30年度～令和2年度	76,800円	6,400円
第8期	令和3年度～令和5年度	80,400円	6,700円

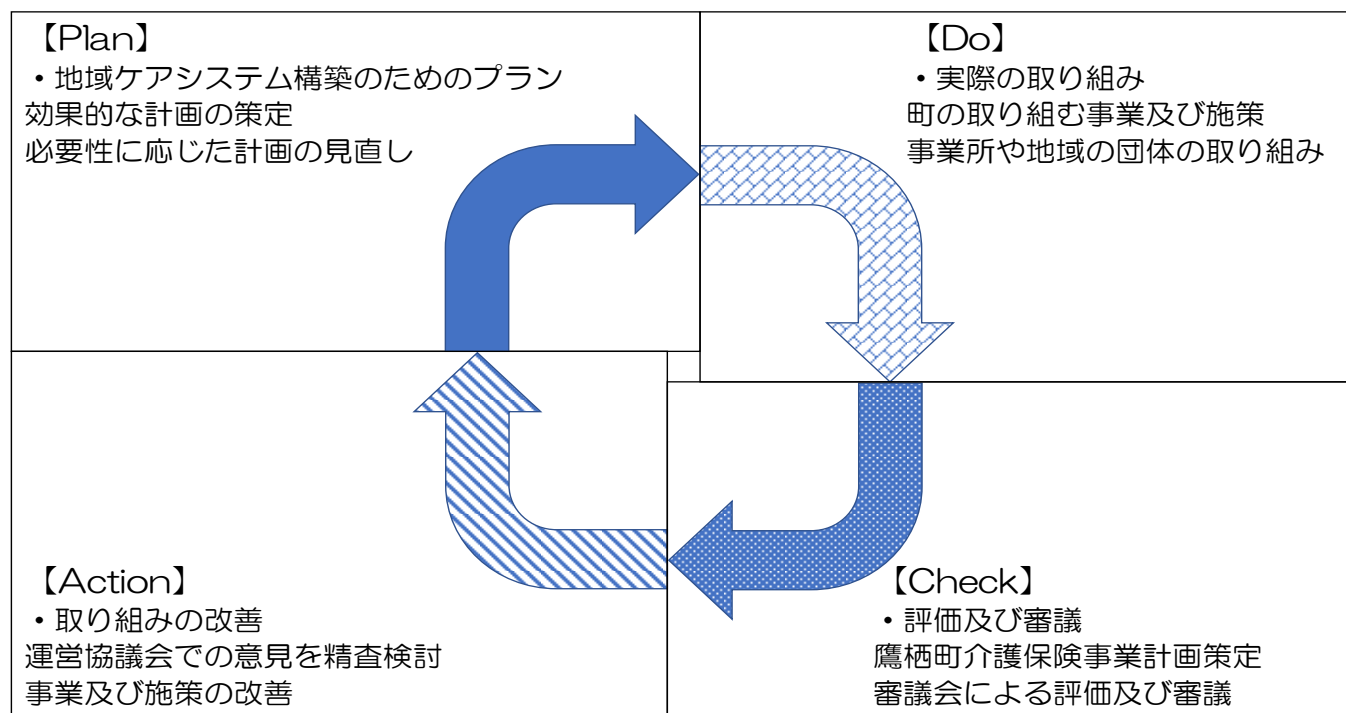
第6章 計画の推進について

1.計画の推進体制

本計画は介護保険事業及び老人福祉事業の安定した供給や円滑な遂行を目標としており、ひいては誰もが住み慣れた町で暮らし続けることができる地域づくりを目指すものです。そのためには介護・福祉・保健・医療・防災等の全庁的な連携はもちろんのこと、町民・福祉関係団体・医療機関等の地域の方々との連携が不可欠です。また、国や北海道からの情報収集、町民のニーズの把握に努めるとともに、介護保険サービスや介護予防などの事業、地域福祉活動など地域に根差した事業の推進に努め、広報誌等を活用しながら、情報発信や広報活動を行います。

2.計画の進行管理

本計画の進行状況については公募委員や福祉関係者等から構成される「鷹栖町地域包括支援センター運営協議会」によって毎年度、サービスの提供状況や施策の実施状況、目標の達成状況等の点検及び評価を行い、PDCAサイクル（Plan, Do, Check, Action Cycle）を活用した管理改善を行います。



用語解説

用語	解説
あ行	
一般介護予防事業	要介護認定の有無にかかわらず、全ての第1号被保険者が対象となる介護予防事業です。通いの場等を通して、生きがいや役割を持って暮らすことのできる地域を目指します。
オレンジテスト	あたまの健康チェックとして、町が実施する認知機能チェックリストです。10分程度の質問を行うだけで、軽度認知障がい（認知症予備軍）のリスクの有無などが分かります。軽度認知障がいは軽度のうちに発見し適切な対応を行うことで、認知症への進行を食い止めるばかりでなく、回復することも可能であるため、早めの実施を勧めています。
か行	
介護医療院	介護及び医療の両方を必要とする高齢者を対象とした施設です。廃止が決定している介護療養型医療施設に代わる施設サービスです。
介護給付	要介護認定を受けた方に提供される介護サービスの総称です。居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービス等があります。
介護給付適正化	介護サービスを必要とする方に対し、真に必要なサービスがルールに従い適正に給付されることを目的とした介護保険制度適正運用の取り組みです。
介護支援専門員（ケアマネジャー）	要介護者等からの相談に応じて適切なサービスが利用できるよう、居宅介護支援による居宅サービス計画（ケアプラン）を作成したり、保険者や事業者との連絡調整を行う専門職です。
介護認定審査会	要介護度を最終的に審査判定（二次判定）する機関で、コンピューター判定による一次判定結果と、認定調査票の記述部分である「特記事項」、さらに「主治医意見書」の3種類の資料をもとにして、要介護認定基準に照らして審査判定を行います。
介護予防	介護保険制度導入にあわせて生まれた概念で、健康づくり、生きがいづくり、生活支援を一体的に実施して、高齢者が要介護状態になることを予防することです。
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援認定該当者又は基本チェックリスト該当者を対象に、介護予防、生活支援事業等の多様なサービスを提供します。
介護療養型医療施設	病状の安定している長期療養が必要なために入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護等の世話および機能訓練等を行うことを目的とした施設です。令和5年度末に廃止予定です。
介護老人福祉施設	在宅介護の難しい要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とした施設です。（鷹栖さつき苑）
介護老人保健施設	病状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うこと、在宅生活への復帰を目的とした施設です。
居宅介護支援	在宅の要介護者等が、介護保険からの居宅サービスや、保健・医療・福祉サービスを適切に利用することができるよう、個々の心身の状況や家庭環境、利用希望などを勘案して総合的な居宅サービス計画を作成するサービス。また、作成された計画に基づくサービスの提供が確保されるようにサービス事業者との連絡調整、その他便宜の提供を行います。
居宅療養管理指導	通院が困難な要介護者等に対し、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、在宅での療養生活を送るために必要な療養上の管理および指導を行うサービスです。
居宅サービス計画（ケアプラン）	要介護者等が、介護保険からのサービスや、保健・医療・福祉サービスを適切に利用することができるよう、個々の心身の状況や家庭環境、利用希望などを勘案して作られたサービス計画で、ケアマネジャーが作成します。
権利擁護	認知症や知的障がいにより判断力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助を行います。

高額介護サービス費	自己負担が高額になったときに、所得に応じて設定された上限額を超えた場合、申請すると超えた分が高額介護サービス費として払い戻しされます。
後期高齢者	75歳以上の方。
高齢化率	総人口における65歳以上の方の割合。
さ行	
サービス付き高齢者向け住宅	民間運営の介護施設。バリアフリー等が整備され、多様な面で生活を支援することを目的としています。（ぬくもりの家たかほ）
児童委員	児童および妊産婦の保護、保健・福祉に関する援助・指導を行う民間奉仕者です。
社会福祉協議会	社会福祉増進のために組織された団体。地域ごとに組織され、地域福祉の中心的存在となっています。
就労支援コーディネーター	就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と高齢者就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進する人材。
住宅改修	介護保険から支給を受けて、手すりの取り付けや段差の解消など、自宅での生活を継続できるようにするための工事を行うことです。
小規模多機能型居宅介護	居宅要介護者が、心身の状況や置かれている環境等に応じ、その人の選択に基づいて、居宅又は一定のサービスの拠点に通所又は短期間宿泊により、その拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けられるサービスです。（ぬくもりの家えん、鷹栖なごみの家）
生活支援コーディネーター	多様な主体による取り組みのコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進する人材です。資源の開発、ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングの機能を中心に日常生活圏域の充実を図る人材。
生活習慣病	食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群。発症のうち、「加齢」に着目した「成人病」に対し、生活習慣病は「生活習慣」に着目した考え方で、脳卒中、高血圧、心臓病、がん、骨粗しょう症、歯周病などがあげられます。
成年後見制度	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などを保護するための制度。
た行	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち65歳以上の方。
第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち40歳以上65歳未満の方。
団塊の世代	第1次ベビーブームの時期に生まれた世代を指します。2025年に75歳以上（後期高齢者）となる世代であり、他の世代と比べ人口に占める割合が大きいことから、介護及び医療等あらゆる方面に影響が出るとされています。
短期入所生活介護	在宅の要介護者等が、介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護および日常生活上の世話ならびに機能訓練を受けるサービスです。
短期入所療養介護	在宅の要介護者等が、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護および機能訓練ならびに日常生活上の世話を受けるサービスです。
地域ケア会議	自治体・包括職員やケアマネジャー、介護事業者、医師など多様な職種が連携して高齢者への支援、その他地域の実情に合わせた支援の整備等について協議する会議です。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で介護・医療・生活支援サービスを受けられるよう市町村が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」を包括的に体制整備していきます。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」です。当町では保健師、主任介護支援専門員を配置し、様々な領域の関係機関と連携し、高齢者の生活課題に対応しています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	市町村指定の事業者が地域の中重度の要介護高齢者に提供する施設サービスです。サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けられます。（地域密着型特別養護老人ホームぬくもりの家えん）
地域密着型サービス	住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、原則として居住する市町村の住民のみが利用できるサービスです。
通所介護（デイサービス）	在宅の要介護者等が日帰りで、介護職員や看護師による入浴や食事、機能訓練などを受けられるサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア）	在宅の要介護者等が介護老人保健施設、病院、診療所へ通い、必要な理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けるサービスです。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）等、特定施設に入所している要介護者を対象としたサービスです。その施設で特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言などの日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話を受けられます。
特定福祉用具販売	指定を受けた事業者が福祉用具のうち入浴、排せつのための用具等、貸与に適しないものを販売することです。利用者は介護保険給付を受けて購入します。
な行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域での生活継続が可能となるよう支援するため、地域でのサービスの基盤整備を進めていくことが求められており、その区分け。面積、人口、旧行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位などの地域特性を踏まえて、市町村が独自に設定します。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことです。およそ90分の養成講座を受講するだけで誰でもサポーターになることができます。
認知症対応型共同生活介護	地域密着型のサービスで、軽度の認知症状態にある高齢者を対象とした施設サービスです。5人から9人を単位とした少人数で共同生活を送りながら、入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の世話や機能訓練を受けることができます。（鷹栖なごみの家）
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が、デイサービス事業を行う施設又はデイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けられるサービスです。
認定率	高齢者のうち要介護・要支援認定を受けている方の割合。
は行	
バリアフリー	もともとは建築用語として、道路や建物の入り口の段差など物理的な障壁の除去という意味で使われていましたが、現在では、高齢者や障がいのある人が社会参加を困難にしているすべての分野での障壁の除去するという意味で用いられています。
福祉委員	町内会の推薦により社会福祉協議会が委嘱する地域の福祉ボランティアです。身近な地域における住民の見守りや声掛け、相談対応などの活動を行っています。
福祉用具貸与	要介護（支援）者ができる限り自宅での日常生活を送ることができるよう、指定の福祉用具を介護保険でレンタルできるサービスです。貸与可能な福祉用具は、車いすや歩行器、特殊寝台、手すり、スロープなど13品目です。
訪問介護	自宅に訪問するホームヘルパー等から、食事や入浴、排せつなどの「身体介護」や調理、掃除、洗濯などの「家事援助」を受けることができるサービスです。
訪問看護	訪問看護ステーションの看護師などが、かかりつけの医師の指示により在宅の要介護者等を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問入浴介護	在宅の要介護者等に対し、移動入浴車等により訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。
訪問リハビリテーション	心身機能低下のために寝たきり、またはこれに準ずる状態になった在宅の要介護者等に対し、リハビリテーション専門の職員が訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

ま行	
民生委員	常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の委員で、ボランティアとして活動しています。地域住民の生活実態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行っています。
や行	
有料老人ホーム	サービス費用及び入居にかかるすべての費用が有料となる高齢者向け住宅です。入居者の要望に合わせて、介護サービスをはじめ、生活スタイルなどの質にこだわったり、費用も含めて様々な形態があります。
要介護	「すでに介護が必要になっている状態」です。どの程度の介護を必要としているかという度合いを重い順に数値で表されます。要介護の認定を受けた人は、それぞれの介護度に応じた介護サービスを利用できます。
要支援	「今は介護の必要はないが、将来に備えて心身機能の維持・改善の支援が求められる状態」のことを言います。運動や生活習慣の見直し等、介護予防サービスを受けて、自立した生活を目指します。

第8期鷹栖町介護保険事業計画

高齢者福祉計画

発行 令和3年3月 鷹栖町

編集 鷹栖町健康福祉課健康長寿係

〒071-1201 北海道鷹栖町南1条3丁目2番1号

電 話 0166-87-2112 F A X 0166-87-2226